

平成24年第4回片品村議会定例会会議記録第1号

議事日程 第1号

平成24年9月5日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第37号 片品村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 認定第 1号 平成23年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 2号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 3号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 4号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 第11 認定第 5号 平成23年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 6号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 7号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 報告第 2号 財政の健全化判断比率等について
- 第15 報告第 3号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 第16 議案第38号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第39号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第40号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第41号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第42号 平成24年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第43号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）

- について
- 第 2 2 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 3 同意第 3 号 片品村教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第 3 7 号 片品村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 認定第 1 号 平成 2 3 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 2 号 平成 2 3 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 3 号 平成 2 3 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 認定第 4 号 平成 2 3 年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 第 1 1 認定第 5 号 平成 2 3 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 認定第 6 号 平成 2 3 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 認定第 7 号 平成 2 3 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(日程第 7 から日程第 1 3 まで一括上程)
- 第 1 4 報告第 2 号 財政の健全化判断比率等について
- 第 1 5 報告第 3 号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 第 1 6 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度片品村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 7 議案第 3 9 号 平成 2 4 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 8 議案第 4 0 号 平成 2 4 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

- 第19 議案第41号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第42号 平成24年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第43号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第44号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
（日程第16から日程第22まで一括上程）
- 第23 同意第 3号 片品村教育委員会委員の任命について

会議録 1 号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
平成 2 4 年 9 月 5 日		
出席議員 1 4 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	星 野 栄 二	(出 席)
第 2 番	梅 澤 志 洋	(出 席)
第 3 番	星 野 精 一	(出 席)
第 4 番	高 橋 正 治	(出 席)
第 5 番	千 明 道 太	(出 席)
第 6 番	星 野 逸 雄	(出 席)
第 7 番	今 井 功	(出 席)
第 8 番	戸 丸 廣 安	(出 席)
第 9 番	星 野 千 里	(出 席)
第 1 0 番	飯 塚 美 明	(出 席)
第 1 1 番	笠 原 耕 作	(出 席)
第 1 2 番	星 野 育 雄	(出 席)
第 1 3 番	星 長 命	(出 席)
第 1 4 番	入 澤 登 喜 夫	(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	桑 原 護
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	吉 野 耕 治
農 林 建 設 課 長	萩 原 正 信
むらづくり観光課長	木 下 浩 美
教 育 次 長	佐 藤 八 郎
会 計 管 理 者	星 野 朋 美
代 表 監 査 委 員	小 林 正 雄

事務局職員出席者

事 務 局 長	桑 原 健 一 郎
主 査	金 子 小 百 合

議長（高橋正治君） ただいまから、平成24年第4回片品村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番 星野精一君及び5番 千明道太君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（高橋正治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（高橋正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

次に、議員派遣の件を報告します。

お手元に配付してあります議員派遣報告書のとおり報告します。

日程第4 議員派遣

議長（高橋正治君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付の議員派遣書のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第5 一般質問

議長(高橋正治君) 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

8番 戸丸廣安君。

(8番 戸丸廣安君登壇)

8番(戸丸廣安君) はい、8番。

戸丸廣安です。通告に基づき教育長に一般質問をさせていただきます。

テーマとしましては、片品村における望ましい村立学校のあり方の検討や討議と、それに伴った現状と課題そして今後について質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

具体的には質問席におきまして、端的に質問をさせていただきますので、単刀直入にお答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

(8番 戸丸廣安君 質問席に移動)

議長(高橋正治君) 教育長 星野準一君、答弁席へ願います。

教育長(星野準一君) はい、教育長。

(教育長 星野準一君 答弁席に着席)

議長(高橋正治君) 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） まず、片品村における望ましい村立学校のあり方をめぐる今までの大きな流れについてであります。

ここで聞く意義と申しますのは、広く村全体の注目する内容であってほしいからであります。この一般質問も村民も共有することに資すると思うからであります。

さて、村内小学校統合の三つの方向性についてでありますけれども、そこに至る経緯を説明をしてください。説明をいただく前に、私から委員会答申から教育委員会の検討委員会答申から、教育委員会の決断、つまり、三つの方向性への変化をここで簡単に振り返ってみたいと思います。

平成23年6月に千明村長の諮問を受け、片品村立学校のあり方の検討委員会が設置されて、平成24年1月13日検討委員会の答申がなされ、村長に対されまして、すぐさま村長からその検討依頼を受けた教育委員会は、検討討議を続け7月18日教育委員会としては、結論を得たとして村長に報告をされ、その報告内容が三つの方向性でありました。答申と6か月後の結論には共通している三点からなっております。比較しますと、一つ目、小学校に関しましての答申は、三校を片小へ統合する。期日は平成28年4月1日とする。結論の方では、片小への早急な統合をとということです。

二つ目の中学校に関しましては、早期の建て替えが答申され、結論は片中の大規模改造と耐震補強工事を速やかに実施するでありました。

三つ目の特色ある教育ですけれども、答申は、片品の特色ある教育の充実でありまして、結論としては、小中一貫教育を推進するということで、中身は九年間を通した小中教育。尾瀬など自然環境を活かした教育という内容でした。そこにいたった経緯をまず説明してください。

議長（高橋正治君） 教育長 星野準一君。

教育長（星野準一君） はい、議長。

経緯というご質問ですが、通告では四つの地域説明会で得たものとなっておりますが、どういたしましょうか。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 後ほど、その点もありますのでよろしく申し上げます。

教育長（星野準一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） それでは、通告に基づきまして、お答えを申し上げます。

まず、一点目の四つの地域説明会で得たものというご質問でございますけれども、地域説明会で得られた一番大きなものとしたしましては、人口減少に伴い著しい少子化が進行するなかでの、村並びに教育委員会が行わなければならない教育行政に対して、一定の理解が得られたということが一番大きなものでございました。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 今は、経緯というか答申から結論にいたるその比較それに対してどうにかしたいということ、これは題目と申しますか、その辺でまずは確認を含めてご案内いただければなと思ったからでありました。噛み合わないところがあるので、・・・ですけれども。

次に、先ほどの答弁に関しましては、後ほど伺う場所がありますのでよろしくお願ひします。ですから質問させてもらったところに関しまして、それは答えが準備されてないということでありましたら、そのとおりに答えていただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、その結論には触れなかったものがありまして、それは輸送手段つまりスクールバスのことでありました。これはどういうことだったかということでありました。

なお、村長はスクールバスの必要性はあると思っていて、その具体的な方策は教育委員会で検討していると、3月議会の一般質問で答弁をしております。この点はいかがでしょうか。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前10時24分

午前10時25分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

一定の理解が得られたということ、おっしゃっていただいたと思います。もう少し具体的な点での感想あるいは特徴というものがありましたら地域別説明会に関して述べていただければと思います。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

地域別で説明会を行って得たものについては、先ほど申し上げましたけれども、その地域説明会での特徴と感想をというご質問ですが、通告では、それを受けて対応すること、検討することというふうになっておりますので、通告に基づいてお答えをさせていただきます。

片品小学校以外の三校を、片品小学校に統合するという大方針につきまして、一定の理解が得られましたので、今後はこの方針に沿って教育行政の推進を図ります。あわせてこれを実現するための、さまざまな具体的な事項について、今後、教育委員会あるいは教育委員会事務局として検討をまいります。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 今の答弁をいただいてありがとうございました。それを受けて対応することということで、こちらの質問の前に形としては、答えていただきましたけれども、例えば今の複式学級状態が学年ゼロ、ゼロ人状態を解消するすが、この統合小学校構想だと言いますけれども、でないとその子供達が中学校とか高校に入った時に人数の多さにひるんだり、おじけずいたり悩んだりしてしまうようなことがあるかと思うのですけれども、こういう問題に対する工夫はあるか、これは関連ですので、答えられれば答えていただきたいと思います。団体行動とか集団競技についていくことができるように、その備えとしてその辺の対応策とか一部計画を前倒しするとか、何か考えがありましたらお願いします。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

いずれの質問項目も通告にございませんので、質問項目を、今、メモをしながらいるわけですが一回に4項目あるいは5項目の質問等もございまして、若干一問一答ということで、準備をさせていく場合にちょっと答えずらい部分がありますので、答え方について議長のご指示をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） はい。

質問者をお願いいたします。

通告表のところに載っております、まず一番の大きな質問としまして、片品村における望ましい村立学校のあり方について、そのなかに（1）番から（2）番（3）番とあります。そのひとつずつ整理をしていって、自分で納得の答えが得られたら次に

進むというような整理順で整理していただきますようによろしくお願いします。そんなところで、(3)番の今後のスケジュールや経費等を含めた具体的な取り組み方についての質問を続けてよろしくお願いします。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

順番にこちらとしましては、私としましては進めていくつもり、また言っているつもりなんですけれども、それぞれに関しては、関連することは言いますので、その旨をお伝えしてもらっているということで、ご理解をひとつ賜れればと思います。

それでは、そのような形だと通告に基づかないという表現をおっしゃられますので、この通告表の用紙に基づいて、質問ということでさせてもらいますのでよろしくお願いします。

それでは、③のスケジュールや経費等を含めた具体的な取り組み方はどうでしょうか。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

まず、今後のスケジュールでございますけれども、まず建物関係につきましては、今年度中に片品小学校の耐力度調査について実施をいたしますとともに、建設計画案の策定作業を行います。25年度には実施設計を予定しています。26、27年度で改築工事を予定をさせていただきます。

ただし、東校舎の取り扱いが文部科学省との協議となりますので、その状況によりまして、時期がずれる可能性がありますので、現時点での予定ということでご理解をお願いいたします。

なお、費用につきましては、そういう現状でございますので今後の算出となります。よろしくお願いします。

なお、建物以外の事項につきましては、現在検討協議を重ねておるところでございます。よろしくお願いします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

ありがとうございます。経費に関しましては、明確には述べられないという感じで

すけれども、おおよそ、おおまかに言ってどのくらいかというその想定範囲といえますか、その辺に関しては言及できますでしょうか。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

ただいま申し上げましたように、今年度の今期定例議会に補正予算を提案し、そのなかに、計画案の策定費用を計上させていただいております。

したがって、計画によりまして金額が大きく変化いたしますので、今後、色々な支障がでますので、現時点でいくらというような金額については、差し控えさせていただきます。

なお、時期が来ればある程度積算がでますので、その時点でお示しをし、皆様のご理解を得たいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

今後のスケジュールという点で、今、片小の話をされました。それ以外の小学校のスケジュールを、ここでは述べていただけますでしょうか。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

片品小学校以外の残る三校のいわゆる跡地利用のことかと解釈するわけですが、現時点で跡地利用の具体的な方針はまだ定めてございません。これについては、これまでの審議、あるいは進めるなかで関係者、地域と良く相談をしながら教育委員会の中で方向性を定めていきたいと説明をし、理解をしてみたいので、現時点ではそういう考えで進めたいと思っています。よろしくお願いいたします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

跡地利用のお話をいただきました。片小に関しまして当然言及しなければならないのが、北小ということになります。この点を含め私は四つの説明会のなかで、三つの説明会に参加をさせていただきました。そうした点を考えますと片小の児童が来年から北小に行って勉学を続けるということの点がスケジュールとしてはあがっております。ですので、北小に伴う形での計画、スケジュールをここで述べたことはあり

ますか。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

片品小学校を建設する期間その間という意味ですが、26、27年度を予定しております。したがって、この26、27年の二箇年につきましては、現在の片品小学校の児童については、北小学校に通っていただくようにしたいと、そういう考えは説明会で申し上げさせていただきました。

したがって、来年でなくて26、27年について、片品小学校の児童は、北小学校へ通っていただくという、そういう説明をしてまいりました。以上です。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） はい、議長。

失礼しました。26年度から二年間にわたってということでございます。その場合は両小学校がひとつとして見なされて、呼び名を捨てる時は、26年4月1日で北小にあるけれども、片小という表現で新しくスタートする合同の小学校という試験事務的な判断でよろしいでしょうか。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

現在予定しているのは、片品小学校の児童については、26、27年度に現在の北小学校に通っていただくということ。

ただし、場所は北小学校に通っていただきますけれども、校名については、先行して片品小学校と北小学校を統合するというそういう意味で、校名については、片品小学校ということで進めていきたいという考えで、その旨の説明をしてまいりました。

以上です。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

わかりました。片小ということで引き続き北小における校名が定まり、かつまた、北小の皆さんも片小生とう形でそれに加わっていくということだと理解をしました。ありがとうございました。

続きまして、(2)に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。

関係する送迎バスについてということで、これは児童等の送迎の話でございますけれども、北小への児童の送迎について、今、現状で述べることは限りがあるかもしれませんが、その点を最大限表明していただけるかなというのと、それに伴う手段つまり運送手段ですね、これについても言及をお願いしたいと思います。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長

まず、児童等の送迎の関係で北小学校への児童の輸送についての手段というご質問でございますけれども、今の時点で平成26年度の片品小学校の児童は127名というふうに見込みをしております。具体的に輸送方法は、現在検討中でまだ結論がでておりません。したがって、具体的な方向性については、この場で今日は申し上げられませんけれども、保護者の皆さんに新たな負担を生じさせることのないように計画を進めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

今、大事なことを言っていただきました。父兄への負担は掛けないということだと思います。北小への登校に関しましては、二年間のことでありまして限定的ですけれども通う児童の親、つまり父兄には負担が伴わないという内容ですけれども、ということはそれにはどうということがそうじゃないのか、どういうことなのかをおっしゃっていただきたいと思います。これは、輸送手段と送迎費用の両面ということで負担を掛けないのでしょうか。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

現時点では、まだ結論がでておりませんので、具体的な項目についての説明は申し上げることができません。

繰り返しになりますけれども、保護者のみなさんに新たな負担ということでございますが、現状の負担に追加して新たな負担をさせることのないように計画をしていきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

わかりました。新たに負担が生じないということでありますから、その点は父兄にとりましては、安心であると思います。

ただ、輸送手段等は今後の検討の課題として引き続き検討していただくということで、スムーズにそれが整いますように期待してやみません。

これは輸送手段に関しましては、様々な点が関係してくると思いますけれども、それは後ほどまた輸送の部分で聞くようなことに、これは③でありますので、ひとまずここで区切らせてもらって、②の統合小学校が実現するにあたっての送迎バス等について、またその拡大使用等の考え方や工夫というのがあるか。これはもうおわかりだと思いますけれども、児童だけに限った送迎手段を作ると考えられているのか、それとも児童が送迎されていくだけでなく、そのバス等の乗り物は、ほかにも利用されるというような利用の仕方も検討のひとつとして考えておられるということ、そしてそれを片品の形といいますか方式というかそのようなことで考えておられるのか、その辺をここで言及していただきますようお願いいたします。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

具体的な方法を説明するようなご質問でございますけれども、送迎バスの具体的なことにつきましては、現在検討中でまだ結論がでておりません。申し訳ございませんけれども現時点では具体的に定めた事項はまだありませんので、よろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

検討中ということであります。たくさんの検討事項があるかと思しますので当然かと思っておりますけれども、一応確認のためにいつ頃を目処に結論をだしたいと、この送迎バスに関しましてはですね、どのようにお考えかよろしく願いしたいと思っております。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

とる方策によりまして、時期が定まってくるというふうに思います。いずれにしても、28年4月1日からの統合に支障のないように具体的に進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

統合小学校ができるのが、平成28年4月1日からでありますけれども、それ以前の段階でもすでに実質的には二校の児童が相まみえることとなりますので、そこでも送迎の手段というものが、具体的なものとして行われるであろうと想像しました。

一般論で感じるところですが、それゆえ北小に送迎されていく現在の片小の児童に関しましての手段は、一般の交通手段なのかそれとも受託の送迎手段なのか、それとも素早く先を見越して、対応する送迎手段を取り入れるというようなことも、場合によっては考えておられるのか、その辺を確認だけですけれどもその辺をよろしく願います。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

片品小学校が北小学校に行く二年間の輸送の件についてのご質問というふうに解釈させていただきました。片品小学校が北小学校に行く二年間につきましては、統合後の輸送手段、輸送方法とはまた一線を画して今考えております。というのは、二年間のいわゆる暫定的な輸送というふうに考えておりますので、恒久的な輸送手段ということではなくて、暫定的な輸送手段でこれを行っていくという考えで具体的に今後その内容を詰めていくように考えておりますのでよろしく願います。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

わかりました。そうしますと、その辺も今後も詰めて行かれるということで期待をし、また、しっかりと注目をしていきたいというふうに思っております。

③として村の公共交通網があるわけですが、それとの関わり方というか関係性から見て、今の一連の言及の内容ですけれども、それに関して述べていただきたいと思えます。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

村の交通網との関係はというご質問でございますけれども、村は平成20年度、21年度に公共交通政策検討委員会を設置いたしまして、一定の方針を定め現在それに沿った交通政策を推進しておりますけれども、当然これから起こりうる児童生徒の輸

送に関しましては、それらと整合性がとれた内容となるように努めてまいります。

ただし先ほど申しあげましたように、26、27年度の北小学校への送迎につきましては、二箇年に限った暫定的な措置となりますので、恒久的な輸送計画とはまた違うというふうになりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

そうしますと、暫定的な期間だということ、対応もおのずと違ってくるということとありますので、あえてこの点が特にですね質問内容になると思えますけれども、最大限公共交通網を利用した児童の送迎というふうに考えて一本にしているのか、それとも、その上で、ゼロベースで検討しているということなんかそのへんは追加でございまして質問をよろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

いずれにしても、想定される輸送方法は、何項目といたしましうか、色んな形が想定されます。

ただし、それぞれいろいろな費用の負担が想定されますので、現在の財政状況、あるいは今後の子供達の数の推移、そういったものを含めてより好ましい輸送方法について、今後検討協議を重ねるといふふうにならうかと今考えて準備をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

もし答えられればという前提でお伺いしますが、例えば小学生つまり児童がバス、具体的には花咲線のバスを利用させてもっていることで、たのもしさとまた公共交通の大切さ、そしてその役割というものを日々感じるところであります。

特に、一区上郷地域を通過するバスには、どの利用者が多いかですけれども、その方々も含めて北小への統合ということになりますけれども、現存する公共交通網での、いい意味あるいはそうでない意味でも、影響というのがあるか。いや、全くその辺はないとおっしゃっていただければと思えますけれどもよろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

まず、先程来申し上げましておりますように、26、27年の二箇年の片品小学校の児童の輸送に関しましては、いわゆる暫定的な措置になりますので、今、行っているあるいは必要とされる公共交通政策とは若干切り離して考えて進めるように、今準備をさせていただいております。

公共交通政策検討委員会の結果として一区の上郷路線の計画推進が唱われ、現在それが実現をしているわけですけれども、28年度以降の恒久的な輸送計画に関しては、公共交通政策で打ち出した一連の施策との整合性を持たせましますけれども、その前の二箇年の輸送に関しては、今のところそれにとらわれず計画をしたいという考えですので、繰り返しになりますますがよろしくお願いいたします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

ありがとうございました。

なお、公共交通に関する検討委員会のなかにおいては、運搬、輸送手段に関しても言及がなされて、答申においてもその部分もしっかりと明記もされていますので、その辺も含めてさらに公共交通が充実することを願って、またお願いとさせていただきたいと思います。これは、期待と提案でございます。

そして（3）に移ります。中学校の今後についてであります。これは大きな柱でございます小学校に勝るとも劣らない大事な施設であり、かつまた老朽化が進んでいるという現実もございますので、片品中学校の方向性ということで、ここで質問をさせていただきたいと思います。

まず、①として老朽化した施設の大規模改造及び耐震補強工事を速やかに実現するとあります。この大規模改造というのは、これは改造ですかそれとも改修でよろしいでしょうか。

議長（高橋正治君） 質問者をお願いいたします。残り時間五分となりましたので、この後、協力をよろしくお願いいたします。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

まず、質問の一点目の老朽化した施設の大規模改造及び耐震補強の速やかな実現とはということと、小学校のスケジュールとの取り組みの違いはという通告でございましたけれども、まず、片品中学校の老朽化につきましては、委員会視察等でご覧をいただいておりますので、ご存じのことと思いますけれども、屋根の傷みによる雨漏りあ

るいはボイラー設備の不具合など、様々なものがございます。したがって、一日も早い改修が求められています。教育委員会も可能な限り速やかにこれに努めたいと努力をしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、スケジュールとしましては、25年度に設計を行い小学校の改築後工事を行いたいと考えております。小学校と同時並行で行えれば、ベストということでございますけれども、現時点では同時に行うだけの財政的な裏付けがないためこれできませんが、今後財源確保等の目処が立てば可能な限り速やかに対応をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、行おうとするのは、大規模改造と耐震補強ということで、言葉上、改修と言う場合もあるかもしれませんが、内容としましては大規模改造と耐震補強ということでございますのでよろしくお願いいたします。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

時間の関係もございまして端的に質問させてもらい、また答弁も恐縮ですが、端的にお願いをできればと思います。そしてスケジュール面を含めて小学校のあとに中学校ということが大まかな日程のように受け止めさせていただきました。その経費に関しまして、あるいは対応策というのが、今も少し触れていただいたかと思えますけれども、その点について、あえてここで言及することがございましたらよろしくお願い致します。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

現時点で費用については、まだ算出ができておりません。補正が成立しました後、計画を立てて行きたいと思えますし、その回答に当たっての費用の対策につきましては、国が助成する大規模改造と耐震補強の補助金の活用を図って進めたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（高橋正治君） 残り、1分30秒でありますので、よろしくお願い致します。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 議長。

③の点はこれもおそらく次の検討課題ということで、していくのだというふうになるかと思えますので（4）に入ります。時間の関係もありますのでよろしくお願い

いたします。

具体的に小中一貫教育というイメージがわからないという表現をする方もいるし、でも、だんだんとわかるといふように私も思いながらも、あえてここで教育長にその心とすること、具体的にそのイメージを表していただけるとすればどういうものなのか、ここでその中身を含めて表現してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

小中一貫教育の最大の特徴でございますけれども、これは義務教育の九年間を通して系統的な教育課程を編成し努力を行うことだということになります。これによりまして、継続的、系統的な学習が進められその大きな効果が期待をされます。

なお、それ以上の具体的な項目につきましては、教育委員会のなかで検討協議を重ねてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長（高橋正治君） 以上で時間となりましたので、戸丸廣安議員の質問を終わります。

ご苦労さまでした。

8番（戸丸廣安君） ありがとうございます。

議長（高橋正治君） 次に、12番 星野育雄君。

（12番 星野育雄君登壇）

12番（星野育雄君） はい、12番。

尾瀬の入山者は平成8年に約65万人でしたが、その後15年間でピーク時の約4割の約28万人に減少しました。

本村からの入山口は三つありますが、鳩待峠56.2%、大清水5.5%富士見下1%未満です。

大清水と富士見下は峠まで約7kmを3時間も歩かなければなりません。

尾瀬沼やアヤマ平の景観は、素晴らしいのに、時間と体力に負担がかかるため、入山者が少ないのだと思います。

環境省ができ、国道建設工事ストップや各種規制強化はしましたが、シカやイノシシ等の野生獣が増加し、水芭蕉やニッコウキスゲ、シラネアオイ等の貴重な高山植物が食害されるのを防ぐことはできませんでした。

そのために、今の尾瀬は野生獣による自然破壊が進み、いたるところにケモノ道とヌタ場ができています。

このままでは高山植物の群落が少なくなり、観光客に魅力のない尾瀬になってしまう恐れがあります。

そこで通告に基づき尾瀬の自然保護と利用について、村長に質問いたします。

(12番 星野育雄君 質問席に移動)

議長(高橋正治君) 村長 千明金造君、答弁席へ願います。

村長(千明金造君) はい、村長。

(村長 千明金造君 答弁席に着席)

議長(高橋正治君) 星野育雄君。

12番(星野育雄君) 1番、増えすぎた尾瀬のシカやイノシシ退治を、どのように実施したら良いと思いますか。

議長(高橋正治君) 村長。

村長(千明金造君) はい、村長。

星野育雄議員の質問に答えさせていただきます。

まず1番の増えすぎた尾瀬のシカやイノシシ退治を、どのように実施したら良いかとのことですけれども、尾瀬国立公園内におけるシカ対策については、環境省が中心となる尾瀬国立公園シカ対策協議会が、平成21年3月にシカ管理方針を定めているところでは、

現在、その方針に従い、シカ捕獲等を実施しているところではありますが、被害が拡大傾向にあると思うと、このまま放置しておくことはできない状況にあると考えております。

昨日開催されました尾瀬サミットにおきましても、議題として取り上げられ議論をしたところでもあります。

いずれにしても、捕獲しなければならないことは十分に承知しているところですが、尾瀬国立公園内でありますので、例えば、檜枝岐村や片品村が猟友会に依頼したのみでは、行えない所であることを、ご理解いただきたいと思います。

なお、イノシシにつきましては、現在、公園内の被害は確認されておりませんが、必要に応じ取り組む必要があることは、シカ同様であるとそのように考えております。

12番(星野育雄君) はい、議長。

議長(高橋正治君) 星野育雄君。

12番（星野育雄君） 2番、尾瀬の自然を守る基金を、国、県を含む関係自治体で創設して、特別保護地域等を鳥獣被害防止柵で囲むことはできないでしょうか。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

(2)の質問に対しまして、先ほどもお答えいたしましたように、環境省が中心となり、シカ対策協議会を設けて対応を講じていますので、それらの中で検討されていくこととなりますのでよろしくお願ひします。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君

12番（星野育雄君） 3番、幅広く尾瀬の魅力に触れてもらい、利用分散化と入山者増加を図るため、

- ① 富士見下から富士見峠間の低公害車運行回数を増やして、一般の入山者も利用できるようにしたらどうでしょうか。
- ② 大清水から一ノ瀬間の電動バスを春から秋まで、毎日運行するようにしたらどうでしょうか。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

幅広く尾瀬の魅力に触れてもらい、利用分散化と入山者増加を図るという意味で、①と②があります。それについて説明させていただきます。

富士下から富士見峠間の低公害車運行回数を増やして一般の入山者も利用できるようにしてもらいたいとのことですが、当該箇所は国立公園内であり、法の網があり、勝手自由にできるものでないことは、議員もご承知のことと思います。

このことにつきましては、私が、今から3年前の2009年の尾瀬サミットにおきまして、車両が原則通行禁止になっている2ルート、大清水から一ノ瀬間、それと富士見下から富士見峠間の規制緩和を発言要請いたしました。

そして、自然環境に優しい車両を走らせるなど条件付きで入山しやすい環境整備を求めたところに端を発して、富士見下から富士見峠間については、片品村道であることから村が実施提案者となり、尾瀬国立公園協議会において議論を重ね、尾瀬国立公園快適利用の促進に関する小委員会が設置されました。

そうしたなかで、自然保護団体などを含め熱い議論を何回も重ねた結果、身体障害者や要介護者などに限り、関係者の理解が得られ、限定的ではありますが、富士見下から富士見峠へ車両乗り入れの突破口ができたことは、ご理解いただきたいと思えます。

また、昨日の尾瀬サミットにおきましても、実施状況の報告や新たな要望も行っているところであります。

いずれにしても尾瀬に係わる関係者の理解が不可欠なことであり、今後も継続して取り組んでいきたいとそうように考えております。

また、②の清水から一ノ瀬間の電動バスを、春から秋まで毎日運行するようにしたいかかとのことですが、本当にそのとおりであります。

清水から一ノ瀬間については、県道であることから群馬県が実施提案者として、富士見峠同様に議論を重ねて至っていました。

村としては、現在行われている社会実験から踏み込み、期間を長くすることなど運行状況の充実した取り組みに発展する必要があると考え、昨日の尾瀬サミットにおきましてもこの関係について、発言をしたところであります。

それは、「シーズンを通して、電動バスあるいは低公害車によって、シャトルバスを入れて、そして分散化を図るとともに、利用促進に努めるべきである。」そのように発言をしたところでありますので、ご理解をしていただきたいと思えます。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） 5番、国道401号線群馬県・福島県間の未供用区間の早期選定と早期解消の見通しを伺いたいと思えます。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

4番がないようですので、先に5番の方から説明させていただきます。国道401号線の未供用区間のことに関してでありますけれども、国道401号線につきましても、昭和50年に改良整備促進期成同盟会を設立し、群馬県5市町村、福島県7市町村が加盟して、毎年国・両県選出国會議員への要望活動を行っているところであります。

また、隣村であります檜枝岐村とは特に議会・首長との交流を長い間重ね、主として議員ご指摘の未供用区間につきましても協議を重ねてきたところであります。

また、ルート選定につきましても、平成20年に両村で合意を得て、国道401号

線改良整備促進期成同盟会に提案し、現在提案しているルートで国等に要望を行っているところであります。

いまのところ、未供用区間解消の目処は立っていない状況であります。今後も国道401号線改良整備促進期成同盟会を中心に、関係市町村と協力し根強く要望活動を行っていくことが大事であるとそのように考えています。

よろしく願いいたします。

12番（星野育雄君） 議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） 4番、奥鬼怒林道の整備状況と自由通行の見通しを伺いたいと思います。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

それでは、4番の奥鬼怒林道の整備状況と自由通行の見通しについてでありますけれども、奥鬼怒林道は、昭和45年に森林開発公団により特定森林地域開発林道事業、通称スーパー林道として着手されました。平成2年度に完了し、平成3年7月に開通式が行われました。

総延長は46.7kmで、事業費は105億円でありました。事業実施に当たっては、国立公園のために、自然公園法に基づく協議がなされ現行の交通規制となりました。

この交通規制の内容は、昭和56年の「鯨岡裁定」及び昭和58年の「日光国立公園特別地区内工作物の新築協議における環境庁長官の回答」に基づき、森林開発公団が関係する県、市町村の意見をとりまとめて、当時の環境庁長官に協議し承認されたものであります。

議員ご質問の整備状況であります。大清水から八丁の湯までの15.4km区間は、先ほど説明申し上げました交通規制区間であり、林道の規格構造も制限され、林道規定自動車道2級に準ずるもので、幅員は3.5mから4m、車道幅員は3mと規定され、また路面は砂利道が原則となっております。

そのため、整備につきましては毎年春の雪解けを待ち、日光市と協議をしながら必要であれば除雪を行い、そして開通時期を調整して通行に支障のないような現状復旧程度の整備を行っているところであります。

また、通行の安全を図るため毎年草刈りを行い、大雨等があった場合においてもその都度点検をして必要に応じて整備を行っております。

自由通行についてであります。が、「鯨岡裁定」ほかに基づく交通規制で通行できる車両制限などがあり、残念ながら現時点では自由通行の見通しはたっていないのが現状であります。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） 6番、その他本村の自然保護と適正な利用対策を伺いたいと思います。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

それでは（6）について答弁をさせていただきます。

尾瀬は自然保護運動の発祥の地とも言われ、自然保護団体や関係機関などの合意形成を図りつつ管理を行っている国立公園のトップランナーとも言われております。

尾瀬ビジョンの基本理念は、「みんなの尾瀬を、みんなで守り、みんなで楽しむ」ですが、守る部分は充分に行われているが、みんなで楽しむには至っていないのではないかと、私は感じているところであります。

そのようなこともあり、先ほどもお答えしましたように、3年前の尾瀬サミットにおいて発言し、そして身障者の限定ツアーの実施、あるいは大清水における車両乗り入れ社会実験になっていますが、これなどご理解いただきたいと思っております。

かつて尾瀬のオーバーユースが叫ばれておりましたが、昨今の尾瀬は誰しものがそうではないと思っているのではないのでしょうか。やはり、尾瀬に人が入り、賑わいのある尾瀬であることが、山小屋も成り立ち、結果として自然が守られることだと、私はそのように感じているところであります。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君）

国道401号線は、大昔から会津街道として多くの人々が利用して来ました。自然公園法は、特別保護地区にあっても、地域住民の日常生活の用に供される車道、公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道の建設は許可されると定めています。

片品村と檜枝岐村を自然を壊さないトンネルで結ぶことが本村及び群馬県の発展にとって必要不可欠であると思います。

これを実現するため、村当局がより一層ご尽力くださることを期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 以上で、一般質問を終わります。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前11時05分

午前11時14分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 議案第37号 片品村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第6、片議案第37号 片品村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第37号 片品村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

職員の特殊勤務手当を勤務実態に合わせるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 桑原護君。

総務課長（桑原護君） はい。

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) これで討論を終わります。

これから、議案第37号 片品村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 片品村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 7	認定第 1 号	平成 23 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 2 号	平成 23 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 3 号	平成 23 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 4 号	平成 23 年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
日程第 11	認定第 5 号	平成 23 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 12	認定第 6 号	平成 23 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13	認定第 7 号	平成 23 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（高橋正治君） 日程第7、認定第1号 平成23年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、認定第7号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

認定第1号から認定第7号までの平成23年度片品村一般会計及び各特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

認定第1号 平成23年度片品村一般会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額39億7,556万714円、歳出総額37億4,375万9,173円、差引残額2億3,180万1,541円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税が19億2,379万5,000円で全体の48.4%、村税が6億1,003万4,438円で15.3%、県支出金が4億3,578万3,141円で11.0%、村債が2億8,400万円で7.1%、国庫支出金が2億921万3,432円で5.3%、繰越金が1億5,692万3,414円で4.0%、諸収入が9,806万2,687円で2.5%でございます。

歳出の主なものにつきましては、東日本大震災支援事業が1億8,154万円、土出公民館新築事業が5,260万5,000円、片品中学校安全施設整備事業が1億1,934万3,000円、五つの特別会計への繰出金が3億1,086万2,000円、利根東部衛生施設組合負担金が2億6,900万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金が1億5,168万5,000円などとなっております。

地方債の償還金は、元金と利子を合わせて3億2,079万6,335円であります。

平成23年度末の借入金残高は26億2,650万729円であり、昨年比で2億1,900万1,868円減となっております。

歳入歳出差引残額のうち、1億円を財政調整基金に繰入れ、1億3,180万1,541円を24年度へ繰り越させていただきました。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

認定第2号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額8億8,055万7,849円、歳出総額8億4,002万4,234円、差引残額4,053万3,615円について決算の認定をお願いするものでございま

す。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税が1億8,457万9,255円の収納で全体の21.0%となります。

国庫支出金については、3億950万4,486円で全体の35.1%となります。

共同事業交付金は1億3,367万966円で全体の15.2%となります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費が5億3,461万1,645円で全体の63.6%となります。

後期高齢者支援金等につきましては、1億677万8,730円で全体の12.7%となります。

共同事業拠出金が1億1,644万9,415円で全体の13.9%となります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

認定第3号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額8,427万8,104円、歳出総額7,607万7,063円、差引残額820万1,041円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料が6,906万6,400円で全体の82%、繰入金が876万7,000円で全体の10.4%でございます。

歳出につきましては、総務費が2,248万2,127円で、全体の29.6%、施設費が3,606万1,656円で全体の47.4%、公債費が1,753万3,280円で全体の23%でございます。

また、平成23年度末現在の地方債借入残額は、2億2,342万8,346円となっています。

歳入歳出差引残額の820万1,041円を平成24年度へ繰越をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

認定第4号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

平成23年度の観光施設事業の実績を申し上げますと、現在、指定管理者制度によりスノーパルオグナほたか及び武尊牧場観光施設の営業を武尊山観光開発株式会社が行っており、尾瀬ロッジにつきましては、アリス工業株式会社が施設営業を行い、これにより村営観光施設全てが指定管理者制度による施設運営となっております。

村内の観光産業を取り巻く環境ですが、3月11日発生の東日本大震災による燃料不足等の直接的影響や、国内に広まった自粛ムード等も重なり、村内各スキー場の営業自粛やシーズン中の早期閉鎖。

さらに、福島原発の風評被害も長引き、入り込み宿泊客は低迷し、また、7月下旬

の集中豪雨の尾瀬関係施設の被害と、村内の観光産業には非常に厳しい経営状況が続いています。

収益的収入の観光施設事業収益につきましては、1億2,434万6,754円であり、収益的支出の観光施設事業費につきましては、1億2,305万4,730円であります。

資本的収入につきましては、2,204万2,750円であり、一般会計補助金でございます。

資本的支出につきましては8,330万7,650円で、内容は企業債償還金と一般会計からの長期借入金の償還金でございます。

資本的収支の不足分6,126万4,900円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をしました。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

認定第5号 平成23年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額4億2,569万255円、歳出総額4億2,341万7,925円、差引残額227万2,330円について、決算の認定をお願いするものでございます。歳入の主なものにつきましては、保険料が5,431万2,100円で全体の12.8%、国庫支出金が1億207万772円で24.0%、支払基金交付金が1億1,847万755円で27.8%、県支出金が6,314万3,166円で14.8%、繰入金が7,330万2,211円で17.2%でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費が3億9,098万49円と全体の92.3%でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

認定第6号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額1億2,125万2,900円、歳出総額1億1,804万3,688円、差引残額320万9,212円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金が1億5万7,000円と全体の82.5%、使用料が1,614万300円と全体の13.3%でございます。

歳出の主なものにつきましては、公債費が5,630万1,861円と全体の47.7%、施設費が3,119万6,955円と全体の26.4%、総務費が2,330万7,522円と全体の19.7%でございます。

歳入歳出差引残額の320万9,212円を平成24年度へ繰越させていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

認定第7号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額4,823万6,212円、歳出総額4,742万8,349円、差引残額80万7,863円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料が2,628万4,700円で全体の54.5%、一般会計繰入金が1,927万1,000円で40.0%、であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費が360万8,572円で全体の7.6%、後期高齢者医療広域連合納付金が4,368万9,477円で92.1%であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 提案理由の説明が終わりました。

この決算については、監査委員の審査が行われております。

ここで決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員 小林正雄君。

（代表監査委員 小林正雄君登壇）

代表監査委員（小林正雄君） はい。

命によりまして、決算審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元に配布してあります意見書に基づいて、一般会計と六つの特別会計決算の審査報告を簡単に申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年8月21日、役場2階指導室において入澤登喜夫監査委員さんと二人で、平成23年度一般会計及び六つの特別会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、書類を審査いたしました。その意見については、次のとおりであります。

審査結果の総括意見としましては、各会計とも予算額、執行命令、収入支出額、出納関係帳票及び関係書類等照査の上、審査を実施いたしました。

審査に当たっては、決算は適確であるか、計数に誤りはないか、予算措置及びその執行は適切か、財政運営は健全か、事業の成果は上がっているかなどについて審査を行いました。

その結果、計数は正確であり、帳簿類は良く整備され、適切な事務処理と適正で健全な運営がなされているものと認定いたしました。

次に、各会計の総括について申し上げます。

まず、一般会計についてですが、決算額については先ほど村長が申しあげましたので省略いたしますが、歳入歳出差引額2億3,180万1,541円で、翌年度へ繰越すべき財源が4,712万8,000円あるため実質収支額は1億8,467万3,

541円で、さらに基金繰入を1億円行っているため、翌年度への繰越額は8,467万3,541円となりました。

村税については、昨年より267万円の減額となりました。

その減となった主なものは、村民税の1,386万円ではありますが、固定資産税は1,165万円の増、村たばこ税も20万円の増となっています。

地方交付税については、113万円増加しています。

国庫支出金については、1億6,420万円の減となりました。

村債として繰越明許分6,800万円を含む2億8,400万円を借入れ、主に消防施設整備、除雪機械購入費、中学校安全施設整備、土出公民館新築、及び福祉医療費支給事業などのソフト事業などに充当されています。

なお、平成23年度末の村債未償還元金現在高は2億2,650万729円であり、3月末の基金現在高は1億7,746万6,000円となっています。

次に財政の推移ではありますが、3か年の状況が表にして記載してありますので、参考にしていただきたいと思います。

財政運営の状況ですが、事務事業の見直しや経費の削減などに取り組まれ、堅実な運営が執行されています。

村税の歳入については、収入済額では前年度より約267万円の減額となっています。

収納率は71.4%であり、前年度より0.7ポイント減で、収入未済額は約2億4,394万円と前年度より約3,590万円増額となっています。村税収納率調べを載せておきましたのでご覧ください。

村税の収入未済額増については、固定資産税の増が主なものであります。

また、財政の厳しい状況は変わらず、今後も早期の滞納整理など適切な処理を行い自主財源の確保を切望いたします。

地方交付税は1億2,379万5,000円で、前年度より1億1,376,000円増加となり、歳入総額の48.4%と大半を占めています。

厳しい財政状況の中、また限られた予算の範囲で全体としてはハード事業を極力抑え、継続事業や住民生活に密着した事業を重点に行ったものであります。

今後も効率的で実効ある予算執行に留意し、健全な財政運営の維持に努めていただきたい。

次に、特別会計についての意見を申し上げます。

なお、意見書に記載してあります予算額・収支決算額の朗読は省略させていただきます。

最初に国民健康保険特別会計ではありますが、差引き4,053万3,615円で基金繰入を2,100万円行ったため、翌年度への繰越額は1,953万3,615円です。

基金の決算年度末現在高は6,249万円です。

国保税の収納率は80.9%であり前年度より1ポイント低くなっていますが、滞納整理を積極的に行い自主財源の確保にさらに努力されたい。

なお、一人当たりの診療費は、20万238円で前年度より8,543円増えています。

国民健康保険事業は医療行政の重要な役割を果たしていますが、被保険者の高齢化等による医療費の増大や収納率の低下などにより、非常に厳しい運営が予想される。国保会計の健全な運営のためには、被保険者の健康保持推進を図ることも重要な要素であります。片品村が行っている総合検診の受診や健康指導部門との連携等を行うことにより、長期安定運営を目指して健康片品のために尽力をお願いしたい。

次に、簡易水道事業特別会計です。

差引き820万1,041円が翌年度への繰越額であります。基金の決算年度末現在高は2,580万円であります。

主な工事としては、針山配水池施設改修工事、花咲配水池フェンス設置工事などが行われました。その他修繕工事等を行い飲料水の安定確保が図られています。

一人当たり一日平均給水量は、362リットルで前年度より8リットル少なくなっている。

なお、水道料の収納率は70.2%であり前年度より4.8ポイント低くなっているため、堅実な運営を図るためには未収金の解消に一層努力されたい。

次に、観光施設事業特別会計です。

観光施設全体の損益計算書の当年度純利益は、218万9,078円となっているが、これは一般会計からの補助金1億3,255万9,000円を含んでのものであります。

前年度繰越欠損金11億2,921万5,901円から当年度純利益を差引き、当年度末処理欠損金が11億2,702万6,823円となりました。

資本的収支では収入額2,204万2,750円、支出額8,330万7,650円で、不足額6,126万4,900円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしてあります。

村営観光施設事業については、すべて指定管理者制度導入により、それぞれ指定管理者が施設営業を行っているところでありますが、指定管理者の決算内容について、適正に処理されているかなども把握して、次の協定書締結に当たって改善に資するようにならなければなりません。

観光施設事業は、地域経済に及ぼす波及効果や雇用対策の場として大きな役割を果たしています。今後も経済情勢は厳しい中ではありますが、さらなる研鑽を望みます。

次に、介護保険特別会計です。

差引き227万2,330円が翌年度への繰越額であります。基金の決算年度末現在高は984万3,000円であります。

急速に高齢化が進む中、高齢者に対する介護の問題が大きな課題となっています。

要介護、要支援の認定は年々増加の傾向にあり、今後も、介護の予防を推進するとともに、高齢者のニーズに適切な対応ができるよう本会計の安定化を図り、介護サービスの充実に努力していただきたい。

次に、下水道事業等特別会計です。

差引き320万9,212円が翌年度への繰越額であります。

下水道事業会計の健全な運営には、下水道への加入推進を図り使用料収入の増収が必要不可欠であります。加入率は52.1%と昨年度より1.6ポイント増となったが、戸数にして12戸の加入であり依然と低いため、適切な対応を望むものであります。

住民の生活環境の向上や村の自然環境保全、片品川の水質保全の立場から下水道事業区域外の整備計画を進め村全体の整備が進むことを望むものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

差し引き80万7,863円が翌年度への繰越額であります。平成24年3月末現在の被保険者は897人で、引き続き被保険者の適切な医療確保を図るため、迅速かつ適正な各種医療給付の実施に務め、健康の保持増進を図るための保健事業を実施していただきたい。

参考として6特別会計への一般会計からの繰入金の表を入れておきましたので、参考としてください。

最後に結論といたしまして、一般会計及び特別会計の決算は正しく、証拠書類も良く整理されて会計経理は適正であり良好と認めます。

財政については、平成23年度片品村健全化判断比率等について決算審査後審査を行い、片品村のそれぞれの比率については早期健全化基準には該当せず、大変良好な比率となっているため健全な財政であると言えます。

相変わらず財政の厳しい中ではあるが、今年度は片品中学校交通安全対策施設工事等の道路整備など、村づくりの基礎となる事業の推進を図るとともに、子どもから老人までの福祉事業や予防接種等の保健衛生事業など、住民に密着した事業が実施されたことは、村民の福祉向上に貢献したものと考えます。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、村民やボランティアなど多くの方々のご協力により、多くの被災者をいち早く福島県から受け入れできたことも、地域にとどまらず広く社会に貢献したものと考えます。

財政運営の歳入については、村税・公共料金などの収入未済額の処理は、所管課により適切に対処していただいているところであります。

村税や公共料金などの収入未済については、負担の公平性に対する重要性を認識し、滞納の解消に向けた積極的な取組みについて更に努力していただきたい。特に固定資産税については、収入未済額が増加しており、今後早急な対応が必要であります。

村当局としては、毅然とした厳しい対処により、住民間の公平と財源の確保に努めることが、今後益々厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれます。

観光事業については、武尊牧場観光施設、スノーパル・オグナほたかスキー場事業、尾瀬ロッジの各施設を指定管理者により営業を行っていますが、今後も指定管理者と連絡を密にさせていただき、より良い運営ができることを期待いたします。

行政改革、地方分権、少子高齢化への対応や住民福祉の拡充など様々な行政問題が山積する中であるが、住民のニーズを把握して計画的、かつ、効率的な行財政の運営と安定した事業計画の立案に心掛け、住民福祉の向上や明るく活気ある村づくりのための施策を望むものであります。

また、職員個々の資質向上を図り、厳しい時代だからこそ住民の期待にこたえる行政執行がなされるよう一層の努力を希望いたします。

本決算処理完結のため、事務執行に尽力された各位に深く敬意を表し報告といたします。

議長（高橋正治君） ただいま監査委員の報告が終わりましたので、これから報告についての質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第1号から認定第7号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第14 報告第2号 財政の健全化判断比率等について

議長（高橋正治君） 日程第14、報告第2号 財政の健全化判断比率等についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

報告第2号 財政の健全化判断比率等について報告いたします。

平成19年6月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく報告でございます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、一般会計の実質赤字比率及び特別会計を含めた連結実質赤字比率につきましては、赤字がないため比率は算出されませんでした。

実質公債費比率につきましては、8.4%でした。

将来負担比率につきましては、算出されませんでした。

次に、公営企業会計の資金不足比率の状況ですが、すべての会計に資金不足はありません。

したがって、資金不足比率は算出されませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第15 報告第3号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

議長（高橋正治君） 日程第15、報告第3号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長、千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

報告第3号 片品村振興公社株式会社の経営状況について報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告申し上げるものでございます。

今回提出いたしました関係書類については、平成24年7月17日開催の株主総会において承認をいただいておりますことを申し添え報告といたします。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

- 日程第 16 議案第 38 号 平成 24 年度片品村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 39 号 平成 24 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 18 議案第 40 号 平成 24 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 41 号 平成 24 年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 20 議案第 42 号 平成 24 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 21 議案第 43 号 平成 24 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 22 議案第 44 号 平成 24 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

議長（高橋正治君） 日程第 16、議案第 38 号 平成 24 年度片品村一般会計補正予算（第 2 号）についてから、日程第 22、議案第 44 号 平成 24 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてまでの、以上 7 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第 38 号 平成 24 年度片品村一般会計補正予算（第 2 号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 億 8, 154 万 3, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 40 億 6, 714 万 3, 000 円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、農林水産業費県補助金の減額、教育費県補助金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、群馬県東日本大震災農業生産対策交付金、繰越金等の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、教育費の全国中学校スキー大会開催事業、農林水産業費の小規模土地改良事業、災害復旧費の土木施設災害復旧費等の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議案第 39 号 平成 24 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につ

いて、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に2,423万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,794万1,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、基金繰入金970万円、前年度繰越金1,453万3,000円であります。

歳出につきましては、療養給付費交付金償還金であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議案第40号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ240万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,190万1,000円にお願いするものであります。

歳入につきましては、基金繰入金の減額、平成23年度決算の確定によります繰越金の増額であります。

歳出につきましては、総務費で人事異動による職員人件費等の減額、施設費で漏水調査費委託料、維持管理に必要な修繕費の増額、工事請負費では建設改良費の減額、災害復旧費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議案第41号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

村営観光施設「尾瀬ロッジ」の備品として使用してまいりました冷蔵庫及び冷凍庫につきまして、故障等で使用不能の状態で見捨てられましたが、その廃棄処理に係る運送費、フロン等の処理費及び資産除却費用として41万5,000円を計上するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議案第42号 平成24年度片品村介護保険特別会計補正予算第1号について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に76万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,478万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金の296万4,000円です。

歳出の主なものにつきましては、一般管理費の46万円、償還金の28万7,000円です。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議案第43号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ248万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億972万円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰入金の減額と繰越金の増額であります。

歳出につきましては、総務費で人事異動による職員人件費の減額、施設費で処理施設の修繕費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議案第44号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に30万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,746万3,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰越金の30万7,000円であります。

歳出につきましては、予備費の30万7,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋正治君) 議案第38号から議案第44号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第23 同意第3号 片品村教育委員の任命について

議長(高橋正治君) 日程第23、同意第3号 片品村教育委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

同意第3号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会委員星野和子さんの任期が平成24年11月10日に満了になるため、その後任に戸丸幸江さんをお願いするものであります。

戸丸幸江さんは、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思っておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋正治君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) これで討論を終わります。

これから、同意第3号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議長(高橋正治君) 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後12時06分 散会

